

山口県障害者支援施設等物価高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県障害者支援施設等物価高騰緊急対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、物価高騰のため食材料費の値上げ等による影響を受けている障害者支援施設事業者等に対し、臨時的に経費の一部を補助することにより、障害者支援施設等の利用者に対する食事提供に影響が生じないようにすることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日において、別表に掲げる補助対象施設等のいずれかのサービスを提供している事業者であること。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「補助対象期間」という。）において、前号のサービスを提供するに当たって、利用者に対して食事を提供していること。
- (3) 県内に所在地を有すること。ただし、市町又は一部事務組合が設置している施設等は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間中の利用者に対する食事の提供に係る食材料費のうち、物価高騰の影響により前年の同期間中（4月から3月まで。）と比べ増加した経費の額に限るものとする。

なお、他の補助金を受ける額及び消費税に相当する額については、補助金の交付の対象としない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、事業所ごとに、別表に定める補助対象経費の額と、同表に定める補助基準額に同表に定める単位を乗じた額を比較していずれか低い方の額（100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければ

ばならない。

(交付条件)

第7条 規則第4条第3項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）がこの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更等の承認申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象事業費 20 パーセント以内の増減（増額にあつては、交付決定額の変更を生じないものに限る。）

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（別記第4号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金概算払請求書（別記第5号様式）を別に定める期日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の補助金精算払請求書又は補助金概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第12条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度の事業から適用する。
- 2 令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度の事業から適用する。
- 2 令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

事業区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助基準額	単位
障害者支援施設等	(入所系事業所) ア 障害者支援施設 イ 共同生活援助 ウ 宿泊型自立訓練 エ 福祉型障害児入所施設 オ 短期入所	「補助対象期間中の食材料費」の額から「令和5年度の食材料費」の額を差し引いた額	21,600 円	入所系事業所の平均利用者数
	(通所系事業所) ア 生活介護 イ 自立訓練（機能訓練） ウ 自立訓練（生活訓練） エ 就労移行支援 オ 就労継続支援A型 カ 就労継続支援B型 キ 児童発達支援センター		6,400 円	通所系事業所の平均利用者数

備 考

1 「補助対象施設等」については、利用者に対し食事の提供を行わない福祉施設等は、補助対象施設等に含まれないものとする。

なお、おやつや飲み物のみの提供の場合も、補助対象施設等に含まれないものとする。

2 「補助対象経費」の「令和5年度の食材料費」については、休止や新設等により該当する額がない場合は0円とする。

また、物価高騰分についての負担を、利用者に値上げする形で対応している場合の利用者負担分（値上げ分）の食材料費については、補助対象としないものとする。

3 「単位」における平均利用者数については、別紙計算シートによるものとする。

4 次に掲げる「補助対象施設等」については、それぞれ当該各号の定めにより、3における平均利用者を計上するものとする。

(1) 障害者支援施設の利用者が、入所施設において一体的に実施されている生活介護等を利用する場合は、入所施設の利用者として計上する。

(2) 宿泊型自立訓練の利用者が、入所施設において一体的に実施されている自立訓練を利用する場合は、入所施設の利用者数として計上する。